平成３０年（フ）第４２号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目45番地７
クリオ横須賀中央伍番館801
債務者　中津　金清
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第４６号
神奈川県横須賀市吉井１丁目２番28号
債務者　篠平　智里
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１０号
山口県下松市美里町２丁目８番17号、前住所
広島県廿日市市阿品台４丁目17番26号
債務者　陶山　竜也
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第２１号
山口県光市室積５丁目19番20―１号
債務者　米満真由美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１５号
岩手県奥州市前沢字竹沢166番地１　市営竹沢団地３号棟２号室、旧住所岩手県奥州市水沢区字里鎗３番地　水沢レジデンス２号棟201号室
債務者　及川　郁美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第１６号
岩手県奥州市水沢字川端139番地１　川端住宅１号棟　１―６号
債務者　田代　勝利
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第１８号
岩手県奥州市水沢真城字大檀18番地２
債務者　佐藤　翔
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第２９５号
さいたま市西区三橋６丁目1617番地　ボヌール21　104号室
債務者　柳田　知美
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３１８号
さいたま市見沼区東大宮６丁目20番地１　大東マンション302号室
債務者　木下　千緩（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６０６号
東京都板橋区向原２丁目９番２号　テラス向原102、申立時の住所埼玉県狭山市大字北入曽679番地の８
債務者　佐藤　政芳
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１１号
埼玉県入間市小谷田１丁目17番18号　102
債務者　菅原　尚弘
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０６号
埼玉県川越市大字的場479番地１（アクアヴィラージュＡ棟101号室）
債務者　佐藤　浩美（旧姓東海林）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４４号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目309番地の６さくらコーポ202、前住所埼玉県所沢市大字荒幡126番地の16
債務者　藤村　敏彦
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４９号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目38番３―201号ケイコウコーポⅢ
債務者　矢野　静世
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５５号
埼玉県所沢市大字山口390番地の１　ハピネスクレインＢ
債務者　辻田慎太郎
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７１号
相模原市南区鵜野森１丁目20番18号　グランデール鵜野森205
債務者　森　真弓
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部